

公益財団法人 鶴岡信用金庫学事スポーツ振興基金 助成金要領

1. 目的

学術の奨励と体育の振興に寄与することを目的に、庄内地区における法人又は団体に金品等の支援を行います。

2. 助成の対象先

- (1)教育機関に対し、教材及び教具の寄贈。
- (2)社会教育団体並びに社会体育団体に対し金品の寄贈。
- (3)その他この法人の目的達成上必要な事業に関すること。
- (4)事業の確実性・継続性・公共性から、原則的として3年以上の継続的、組織的な活動実績のある法人、団体及び将来性がある新規の団体とし、複数年度の指定した団体寄贈は妨げない。
- (5)個人は原則として対象外とします。

3. 助成期間

助成及び寄付対象の当該事業は、原則として複数年度事業とします。

4. 助成金額

10万円を限度。

5. 助成申込の方法

助成申込は、助成金交付申込書(様式第1号)に必要事項を記入するとともに資料を添付し、事務局宛ご提出願います。

6. 助成の決定通知

当財団「選考委員会」にて厳正に審査の上、4月中に助成の決定通知は、書面をもって通知します。

7. 助成金の交付方法

助成金の交付は、原則として助成団体の指定する金融機関の預金口座へ振込の方法をもって交付するものとします。

8. 完了報告書の提出

助成金の交付を受けた者は、助成事業(年度事業)が完了したときは、完了後3ヶ月以内に事業資料等を添付して完了報告書を提出して頂きます。